

大分県報

平成二十八年
号外（九三）
六月二十八日

（火曜日）

目次

規則

大分県住民基本台帳法施行条例の施行に関する規則の一部改正……………一

○規則

大分県住民基本台帳法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県規則第八十四号

大分県住民基本台帳法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

大分県住民基本台帳法施行条例の施行に関する規則（平成十四年大分県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四条」を「第三条及び第六条」に改める。

第三条を削る。

第四条第一項中「第二号様式」を「第一号様式」に改め、同条を第三条とする。

第五条第一項中「第三号様式」を「第二号様式」に、「第四号様式」を「第三号様式」に改め、同条第三項中「第五号様式」を「第四号様式」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「第五条」を「第七条」に改め、同条を第五条とする。

第七条を第六条とする。

第八条第一項中「第六号様式」を「第五号様式」に改め、同条第二項中「第四条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条第三項中「第七号様式」を「第六号様式」に改め、同条を

第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（立入検査員証）

第八条 法第三十条の三十九第二項に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、

立入検査員証（第七号様式）とする。

第一号様式を削る。

第二号様式中「~~第1号様式~~」を「~~第3号様式~~」に改め、同様式を第一号様式とする。

第三号様式中「~~第3号様式~~」を「~~第2号様式~~」に改め、同様式を第二号様式とする。

第四号様式中「~~第4号様式~~」を「~~第3号様式~~」に改め、同様式を第三号様式とする。

第五号様式中「~~第5号様式~~」を「~~第4号様式~~」に改め、同様式を第四号様式とする。

第六号様式中「~~第6号様式~~」を「~~第5号様式~~」に改め、同様式を第五号様式とする。

第七号様式中「~~第7号様式~~」を「~~第6号様式~~」に改め、同様式を第六号様式とし、同様式

の次に次の一様式を加える。

第7号様式（第8条関係）

（表）

第 号	証 属 名	員 所 職 名	査 員 氏 名	入 検 査 員 生 年 月 日	立 入 検 査 員 生 年 月 日	写 真
上記の者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の39第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。						
年 月 日						
大分県知事 印						

（裏）

住民基本台帳法（抜粋）

第30条の39 都道府県知事は、前条第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があるとき認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるとする相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるとする相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2、3（略）

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとすること。

附 則
この規則は、平成二十八年七月四日から施行する。